

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは平成30年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

平成30年2月9日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区児童相談所システム構築・保守作業委託

(2) 目的

世田谷区児童相談所を、平成32年4月以降の早期に新たに設置・運用するため、効率的・安定的な運用及び管理、並びに個人情報の保護のため、システムを構築する。

(3) 業務範囲

本システムの対象となる業務は、相談管理、会議管理、一時保護情報管理、援助情報管理、負担金管理、債権管理、里親管理、統計処理、業務支援、システム管理、住基連携、番号情報連携、共通の各業務である。

業務の概要とシステム化の範囲は以下のとおりである。

業務	概要	システム化範囲
相談管理	児童・世帯基本情報の管理。調査・診断結果管理。支援記録管理。進行管理。	対象児童・世帯、会議、一時保護、援助、負担金情報等の登録、登録情報の検索、集計、データ加工、各種帳票、他システムとの連携の他、機能要件定義書に記載の機能。
会議管理	会議資料作成。会議情報管理。	
一時保護情報管理	一時保護開始・解除管理。通知書作成。一時保護所での児童の予定管理、行動観察記録管理。行動診断。	
援助情報管理	指導、施設入所、里親委託等管理。通知書作成。	
負担金管理	負担金管理。通知書作成。	
債権管理	調定・収納管理。通知書作成。督促管理。	
里親管理	里親登録。記録、レスパイトケア管理。	

統計処理	統計情報の抽出。国等への報告データ作成。	
業務支援	各種情報照会・出力。	
システム管理	マスタ管理、データ修正、システム修正等。	
住基連携	住基情報取込、異動情報出力。	
番号情報連携	情報提供、情報照会。	
共通	システム構成、帳票全般、セキュリティ等。	

(4) 業務内容

相談管理、会議管理、一時保護情報管理、援助情報管理、負担金管理、債権管理、里親管理、統計処理、業務支援、システム管理、住基連携、番号情報連携、共通の各業務を取り扱うことができるシステムを構築し、保守管理する。システム構築業務の内容は以下のとおりである。

- ① プロジェクト管理作業
 - ・進捗、工程管理作業
 - ・課題管理作業
 - ・その他関連作業
- ② 設計作業
 - ・本システムの設計作業
 - ・その他関連作業
- ③ 構築作業
 - ・基本ソフトウェア製品の設定作業
 - ・ハードウェア製品のOS等の個別設定作業
 - ・ソフトウェアのインストール、設定作業
 - ・本区ネットワークへの接続作業（機器に本区より付与するIPアドレス設定）
- ④ その他関連作業
 - ・データ移行作業
 - ・テスト作業
 - ・教育、研修
 - ・マニュアル作成

(5) 履行期間

- ① システム構築：契約の日（平成30年5月1日予定）から平成32年3月31日まで

※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があり、

かつ平成31年度以降の契約については前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

② システム保守：平成32年4月1日から平成37年3月31日まで（予定）

※契約は複数年の長期継続契約とし、契約初年度の予算配当があること及びシステム構築業務の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。ただし、契約締結後であっても、当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、又は履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

※当該システムの運用状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と保守契約を締結する場合がある。

(6) 成果物

システム構築業務の成果物は以下のとおりである。

①本システム

本システムの環境構築を行い、利用可能な状態で提供を行うものとする。

- ・本システム 一式

②本システムデータ

本システムの環境構築に伴い、稼動で必要となったデータの提供を行うものとする。

- ・本システムに搭載する業務データ（東京都からの移行データを変換後）
一式

- ・本システムを構成するハードウェアの設定データ 一式

- ・本システムを構成するソフトウェアの設定データ 一式

- ・上記データを格納した電子媒体 一式

③各種ドキュメント類

本システムの環境構築に伴い、稼動までに作成した各種ドキュメントの提供を行うものとする。

- ・プロジェクト管理関連 一式（プロジェクト管理資料等）

- ・設計関連 一式（基本設計書等）

- ・構築関連 一式（構築作業手順書、設定シート等）

- ・テスト関連 一式（試験成績表等）

- ・その他 一式（ソフトウェアの操作マニュアル、システム管理手順書、本区との打ち合わせ議事録等）

- ・上記ドキュメントを格納した電子媒体 一式

2 参加資格要件

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定（プライバシーマーク）、又は国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を取得していること。
- (6) 東京電子自治体共同運営の営業種目「情報処理業務」における格付けAランクを有すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 評価基準

(1) 提案書

- ① 実施方針について
- ② システム構成について
- ③ 実施体制及びプロジェクト管理について
- ④ 情報セキュリティ対策について
- ⑤ データ移行について
- ⑥ 本稼動支援について
- ⑦ システム保守について
- ⑧ 独自提案について
- ⑨ システム機能要件定義に対する適合について
- ⑩ 実績等について

(2) 見積書

見積金額の妥当性、提案限度額との整合性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課児童相談所開設推進担当

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎5階52番窓口

電 話：03-5432-2962 FAX 03-5432-3050

E-mail : SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、配布場所及び方法

期 間：平成30年2月9日（金）～平成30年2月20日（火）

（受付期間：午前8時30分～午後5時まで 土日祝日除く）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：希望者に無償配布する（世田谷区のホームページからダウンロード可）。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/541/d00158096.html>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期 限：平成30年2月20日（火）午後5時まで必着

※期間中の受付は、午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く。）。

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参に限る

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

期 限：平成30年3月16日（金）午後5時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参及び電子メール、両方で提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 権利の帰属に関する取り決め等は正式契約の際行う。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。

(7) 参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。

(8) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。

(9) 本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。

(10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(11) 提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合、その者が行った提案は無効とする。

(12) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

(13) 詳細は、提案要求説明書による。